議第160号

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年９月17日

滋賀県知事　三日月　大　造

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第２項の規定に基づき、平成26年度において県の行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
補助林道事業	長浜市	1,250,000円
	米原市	2,500,000
	計	**3,750,000**
県営経営体育成基盤整備事業	彦根市	1,200,000
	長浜市	3,930,000
	湖南市	92,000
	計	**5,222,000**
県営農道整備事業	甲賀市	840,000
	計	**840,000**
県営中山間地域総合整備事業	東近江市	2,000,000
	計	**2,000,000**
県営みずすまし事業	東近江市	5,089,000
	計	**5,089,000**
県営農村振興総合整備事業	長浜市	2,400,000
	守山市	6,250,000
	計	**8,650,000**
県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業	彦根市	8,000,000
	長浜市	38,200,000
	近江八幡市	1,500,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	甲賀市	21,250,000円
	高島市	6,500,000
	米原市	1,300,000
	計	**76,750,000**
単独道路改築事業	大津市	15,969,900
	彦根市	1,499,850
	長浜市	11,617,200
	近江八幡市	11,814,750
	草津市	11,087,800
	守山市	9,518,900
	栗東市	4,310,400
	甲賀市	13,308,600
	野洲市	6,658,100
	湖南市	1,880,000
	高島市	8,230,350
	東近江市	38,164,500
	米原市	3,154,050
	日野町	4,646,250
	竜王町	5,310,000
	愛荘町	1,510,650
	豊郷町	1,536,150
	甲良町	331,950
	多賀町	3,299,700
	計	**153,849,100**
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	7,670,000
	長浜市	500,000
	近江八幡市	12,970,000
	高島市	5,600,000
	米原市	1,500,000
	多賀町	10,500,000
	計	**38,740,000**
補助急傾斜地総合流域防災事業	長浜市	8,600,000
	栗東市	5,500,000
	甲賀市	5,500,000

議第160号　県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	高島市	9,060,000円
	日野町	2,200,000
	計	**30,860,000**
補助都市計画街路事業	大津市	4,500,000
	彦根市	22,500,000
	守山市	23,522,727
	栗東市	32,727,272
	甲賀市	146,250,000
	東近江市	45,000,000
	計	**274,499,999**
単独都市計画街路事業	大津市	1,460,100
	彦根市	2,759,400
	長浜市	292,200
	守山市	3,504,000
	栗東市	876,000
	甲賀市	6,000,000
	東近江市	292,200
	計	**15,183,900**
都市公園事業	野洲市	1,943,000
	計	**1,943,000**

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。